

概要版

産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース報告書

— 处理の「受け手」から資源等の「創り手」への転換 —

平成 26 年 8 月 7 日の法制度対策委員会の了承を得て、平成 26 年 8 月から平成 27 年 9 月の間、合計 13 回の会合を経て、下記のメンバーからなるタスクフォースは、産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策に関する報告書をまとめた。今後、報告書に基づき、立法措置を含めた制度的な対応案を検討する。

座長：加藤 三郎（株式会社環境文明研究所代表取締役所長）

メンバー：加藤 宣行（加藤商事株式会社代表取締役社長）

川本 義勝（全国産業廃棄物連合会政治連盟業法担当理事）

島田 康弘（株式会社市川環境エンジニアリング秘書役）

杉田 昭義（杉田建材株式会社常務取締役）

橋詰 博樹（多摩大学グローバルスタディーズ学部教授）

藤枝 慎治（萬世リサイクルシステムズ株式会社代表取締役）

藤村 コノエ（3R 活動推進フォーラム理事、NPO 法人環境文明 21 共同代表）

1. 活動の流れ

- ①現状の課題の把握
- ②10 年後の日本の姿の展望
- ③目指すべき将来像の検討
- ④有識者等へのヒアリング（全国産業廃棄物連合会の部会長等を含む。）
- ⑤会員企業へのアンケート調査の実施

2. 振興策の提案

時代の要請と産業廃棄物業界の役割を認識し、循環型社会づくりと低炭素社会に寄与するために、当業界に対する認識とその実態を、受け手としての“廃棄物の処理・処分”から創り手としての“資源とエネルギーを製造する”業界へと引き上げていくべきである。

このためには、業界自らの変革への強い覚悟とそれに向けた弛まぬ努力とともに、その取組を促進する新たな制度が必要である。そこには、少なくとも以下の 6 項目の振興策を盛り込むことが効果的であると考える。

＜提案する 6 項目の振興策＞

- (1) 資格制度の創設
- (2) 研修等による人材育成—「仮称・資源循環アカデミー」の検討
- (3) 技術レベルの向上
- (4) リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進
- (5) 海外展開
- (6) 連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

(1) 資格制度の創設

会員企業へのアンケート調査などでは、より社会に役立ち信頼される業界の姿として、「排出事業者から安心して仕事を任せられる能力を有し、コンプライアンスが確立されており、地域住民等への安心感を与え、高い技術力を持っている」ことが指摘されている。今後の課題として産業廃棄物業界の技術力等が広く認知され、社会全体から高い評価を得るための仕組みづくりが必要となる。

○産業廃棄物業界においては、従来の廃棄物の適正処理に加えて、廃棄物から資源とエネルギーを創り出す循環へと、社会から求められる役割の幅が広がり、技術の高さが求められていることを考えれば、時代の要請に見合った能力等を排出事業者や一般市民にもわかりやすい形で表す資格制度の創設が必要である（業界のイメージアップや社会的信頼の獲得にも有効であり、業界の生き残りのためにも必須と考えられる。）。

○産業廃棄物業界における資格制度は、他業界での資格制度と遜色ないものとすることも求められる（「建設業及び運送業の許可取得に必要な資格」、「物流経営士資格認定制度」、「物流技術管理士資格認定講座」を参考。）。

(2) 研修等による人材育成—「仮称・資源循環アカデミー」の検討—

資格制度及び講習会・研修会を構築し、実際に実施・運営するための母体であり要となる機関を確立しなければならない。一つの案として、関係者・団体等から幅広い賛同と支援が得られることを前提に、連合会が当該の機関として例えば「仮称・資源循環アカデミー」の立ち上げを検討するべきである。

○許可講習会など、従来の講習は法人の役員に偏りがちであったが、業態に配慮しながら営業や現場で従事する職員にまで、法的、社会的に必要となる知識・技能の習得のための講習会、研修会を行う。

○従来の講習内容に加え、これまで本格的には行われてこなかった、「資源とエネルギーの循環」に特化した内容の研修会も開催する。その際、“会員企業間の協力で現場体験ができる”といった連合会の特性を最大限に活かした独自の研修内容を盛り込む。

○従来から労働災害が産業廃棄物業界では比較的多く発生しているといわれていることから、研修内容には常に安全衛生の確保に関するものを盛り込む。

○上記の資格制度と呼応して、資格取得に役立つ、あるいは資格のレベルを維持する講習会、研修会等を行う。

(3) 技術レベルの向上

資源とエネルギーの循環を適切かつ効率的に実施するためには、従来の処理・処分技術の改良のみならず、新たな優れた技術の開発が必要となる。前者は日常の処理・処分の操作を通じて着実に進めることができるが、後者の新たな優れた技術を開発する技術力を向上させることは、中小企業がほとんどを占める産業廃棄物業界では簡単なことではない。しかし、技術の改良と開発は困難ではあるが、

業界の使命を感じ働く者にとっては、誇り、自信そして働くことのモチベーションを与える。

既に提案した「仮称・資源循環アカデミー」といった研修・教育機関の創設や活用により、より広く、より速やかに、業界全体の技術レベルの向上を促進する必要がある。

このため、次のようなことが有効と考える。

- 現在業界で採用されている技術を一層改良するための手がかりを得るため、優良な先行事例の研修や関連する技術の情報を得る機会を提供する。
- 廃棄物から資源とエネルギーを得る技術に関する、事業者、事業団体、研究所、学会等の間で定期的な情報交流の場を持つ。そして、共通の関心を持つ事業者等が分担しながら新たな技術を協同で開発するきっかけをつくる。
- 廃棄物から資源とエネルギーを得る技術の現状を公益的な団体が評価し、より優れた技術を開発するための目標を示す。また、公益的な団体がこのような事業を円滑に行えるよう公的資金を用意する。
- 複数の事業者が協業により各々得意とする分野の技術を持ち寄り、新たな起業を行うにあたり、その協業を金融上あるいは税制上支援する仕組みを作り出す。

(4) リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進

公共事業等の行政分野のみならず広く民間においてリサイクル品の利用を進める必要がある。民間における利用が進まない重要な要因の一つとして、リサイクル品の品質が客観的に示されていることが少なく、利用者がリサイクル品の採用を躊躇することが挙げられる。そこで、次の方策を提案する。

- 利用者の信用を得るリサイクル品を廃棄物から製造するためには、バージン材の製造に比して、技術的、価格的に困難な状況があるので、民間事業におけるリサイクル品の利用用途と需要拡大のための新たな措置を官民あげて講じるとともに、利用先にあった主要なリサイクル品の品質基準を定めることが有効と考える。特に、前者については、環境配慮契約法やグリーン購入法の運用が需要拡大を後押しする上で重要である。また、後者については、環境に配慮した品質基準を満足するリサイクル品については廃棄物該当性も含め廃棄物処理法の運用を緩和することが望まれる。
- どのリサイクル品にどのような品質基準(JIS等)を明確にするかの前段として、連合会として、リサイクル品の現状把握に努めるとともに、それを基に環境省等、都道府県に働きかけ、リサイクル品の利用を促進するための施策の強化を求める。
- また、一定以上の能力、技術力のある産業廃棄物処理業者やその共同体には、優れたリサイクル品を製造できるよう、一定の条件下では、共同体内の業者間の再委託を含め、より自由裁量で事業を行える等、廃棄物処理法上の制度を検討することが適当である。

(5) 海外展開

アジアの国々から、日本の産業廃棄物業界に培われた知見、技術と経験には大きな期待が寄せられている。また、海外からの研修生の受け入れは、受け入れる企業にとって人手確保や将来の海外展開

概要版

の布石として、また研修生本人にとって知識・技能を身に着ける上で、お互いにメリットがある。そこで、次のような方策が必要と考える。

○産業廃棄物処理における公的技能評価システムを連合会が構築し、滞在年数が1年である技能実習1号を、滞在年数が3年である技能実習2号へ移行するための検討作業を行う。その際には、既に述べた資格制度の創設と連携する。

○ITの普及により、一般的な海外情報の入手は容易になっているものの、廃棄物関連法制度など、海外進出に当たり必要な専門的情報の入手は困難なことから、一元的に下記のような関連情報が得られるような仕組みを構築する。

- ・相手国の廃棄物関連法制度、業界事情、文化と宗教、商習慣、事業者団体・市民団体などに関する情報
- ・JICA等の国内団体の海外展開のための情報

○海外進出を検討、企画している企業の社員に対し、次のような研修を実施する。

- ・現地語、海外勤務の一般的心得、外国人雇用の心得に関する研修

(6) 連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

連合会が果たす役割としては、例えば、研修を実施する、資格を付与する、技術の評価を公正に行うこと等が該当し、前記の「仮称・資源循環アカデミー」といった研修・教育機関の創設と活用が考えられる。そこで次のようなことが考えられる。

○連合会の法的位置づけを然るべき法律において明確にするとともに、研修・教育機関としての役割を法定する。

○連合会の名称を今後求められる役割と機能に沿ったものに改める。

例：「環境創造事業」、「地球循環事業」、「資源循環業」の連合会

○都道府県協会の役割を、連合会が新たに担う役割と連携して、強化・明確にする。

3. その他的重要と考えられる事項

近年、当業界においても、女性経営者をはじめ従業員として多数の人材が活躍するようになっていく。女性の役員や管理職の登用、女性従業員の積極的な採用、女性が働きやすい職場環境の整備、女性の視点も組み入れた事業展開等の取り組みを進めることが重要である。これについては今後とも検討していく必要がある。